

住民基本台帳カードの交付を受けられた方へ

1. 住民基本台帳カードについて

- ・有効期限はカード作成日から10年間です。(カードの表面に記載しています。)
- ・カードの表面記載事項(氏名や住所等)に変更が生じた場合は市民課または和泉シティプラザ出張所の窓口までお持ち下さい。なお、写真とQRコード付きのカードをお持ちの場合、ICチップ内の記録事項変更のために暗証番号入力が必要となります。
- ・市外転出した場合でも、新住所地の市町村で転入届を行う際にカードを持参し暗証番号入力や表面記載事項の変更など継続利用のための手続きをおこなうことでひきつづき同じカードを使用することができます。(ただし、所定の期間内に転出・転入届やカードの継続利用手続きをおこなわなかった場合はカードが無効となります。)
- ・暗証番号は他人に知られないようにして下さい。忘れた場合は窓口で再設定が必要です。
- ・カードの紛失または盗難にあったときは警察に届け、遺失・盗難届の受理番号等を持って市民課または和泉シティプラザ出張所の窓口で廃止届を行って下さい。(運用を一時停止とする届出は、窓口もしくは電話で申出をすることができます。その際は警察の遺失届は必要ありません。)
- ・カードが不用になったとき、または有効でなくなった場合は、窓口に戻納して下さい。

2. 広域交付の住民票の交付について

- ・住民基本台帳ネットワークに接続している全国どこの市町村でもご自身や同じ世帯の方の住民票の写し(戸籍の表示や住所履歴などを省略したもの)がとれるようになります。
- ・本人もしくは同一世帯の方の住民票しかとれません。
- ・印鑑証明、戸籍附票や戸籍関係の書類は取れません。
- ・手数料は交付を受ける市町村によって異なります。
- ・広域交付住民票を請求する際にはこのカードを必ず持参し、窓口備え付けの申請書を記入のうえ、暗証番号入力が必要です。(同一世帯の方が、代理で住民票を請求する場合も暗証番号の入力が必要ですので気をつけて下さい。)
- ・住民基本台帳カードをお持ちでない方でも、運転免許証やパスポート等官公署発行の顔写真付身分証明書(有効期限内のもの)を提示していただければ、交付可能です。
- ・和泉市民の方は、和泉市では広域交付住民票はとれません。通常の住民票を請求して下さい。

3. 転入届の特例の適用について

- ・有効な住民基本台帳カードをお持ちの方が他市町村へ転出する場合、転入届の特例が適用されます。この場合、郵便等による転出届をおこない、転出証明書の交付を受けることなく転入地市町村での転入届をおこなうことができるものです。その際、転入地市町村の窓口に住民基本台帳カードを提示し、暗証番号を入力する必要があります。(ただし、所定の期間内に届出をされない場合など特例が適用されない場合がありますのでご注意ください。)

4. 住民基本台帳カードのその他の利用について

- ・写真付のカードは公的な身分証明書としてお使いいただけます。
- ・公的個人認証サービスが利用できます。(別途、電子証明書発行申請が必要です。尚、電子証明書の発行は市民課及びシティプラザ出張所の窓口で受付しています。)

(ア) くわしくは市民課または和泉シティプラザ出張所までお問い合わせ下さい。

(イ) お問い合わせ先 和泉市役所市民課 99 - 8117

和泉シティプラザ出張所 57 - 6610

H25.4.1 改正

住民基本台帳カードの偽造・変造防止機能

1. 住基カードのICチップ内に券面事項を記録します。

- ・「住民基本台帳カード」(以下、「住基カード」)のICチップ内に、下表のとおりAバージョン(顔写真なし) Bバージョン(顔写真あり)それぞれの券面事項を記録しています。この情報を、専用ソフトをインストールしたパソコン等により読み出すことで、カード表面の記載事項と比較することができ、その住基カードが偽造・変造されていないことを確認できるものです。

カード様式	券面事項登録内容
Aバージョン	顔写真なしのカードであることの情報、有効期限
Bバージョン	顔写真、住所、氏名、生年月日、性別、有効期限

2. 照合番号について

- ・住基カード交付時に、上の情報を読み出すための「照合番号」をICチップに記録しています。各種金融機関や携帯電話会社等の窓口で、住基カードを使って本人確認を行う際に、この照合番号の入力を求められることがあります。

なお、照合番号を連続10回間違えて入力した場合はロックされます。ロックの解除には市民課もしくは和泉シティプラザ出張所まで住基カードと本人確認書類を持って来庁していただく必要があります。

カード様式	照合番号
Aバージョン	有効期限(西暦8ケタ) (参考例)有効期限 2019年3月31日 「20190331」
Bバージョン	有効期限(西暦8ケタ)+生年月日(和暦6ケタ) (参考例)有効期限 2019年3月31日、生年月日昭和31年3月1日 「20190331310301」

3. QRコードについて

- ・住基カードの左下に「QRコード」が印刷されています。これにより、券面事項がICチップに記録されていることがわかるほか、QRコードの読み込みに対応した機器等を使用してQRコードを読み取ることにより、下表の情報を確認することができます。

カード様式	QRコードの表現内容
Aバージョン	顔写真なしのカードであることの情報
Bバージョン	ICチップ内の生年月日を読み出すための照合番号 (参考例)カード券面の生年月日昭和31年3月1日の場合 「310301」